

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

1 計画の法的な位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するために定めます。市には3年を1期とする介護保険事業計画の策定が義務付けられています。

2 計画の記載事項(国の基本指針より)

- (1)日常生活圏域（地域包括ケアシステムを構築する区域とその体制）
- (2)各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (3)各年度における地域支援事業の量の見込み
- (4)自立支援、介護予防、重度化防止の取組及び目標設定

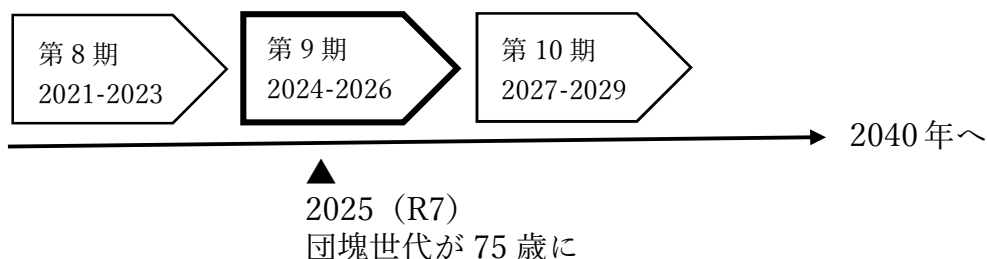
3 計画の期間

令和6年度から令和8年度

4 計画策定にあたっての方針

国が令和5年8月に示す第9期計画における基本方針及び県の方針を踏まえて、市の実情に合わせた計画を策定します。また、市政の基本指針となる磐田市総合計画や地域福祉計画等、保健・医療・福祉に関する計画と整合を図ります。

【高齢者人口の増加を見据えた介護保険事業計画の策定】



2040年(R22)には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、総人口・現役世代人口が減少するなかで、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い85歳以上人口が急激に増加することが見込まれている。

5 計画策定スケジュール

年月	内容	備考
R5.7	委員委嘱 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画スケジュール	第1回 運営協議会
R5.8	調査結果等から見える市の課題について 計画の概要・策定主旨について 基本理念及び基本目標について 介護保険サービスの現状等について	第2回 運営協議会
R5.10	介護保険サービスの今後の見込み及び保険料について 施策の体系図について	第3回 運営協議会
R5.11	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について パブリックコメント実施について	第4回 運営協議会
R5.12	パブリックコメント実施	広報紙、 ホームページ等
R6.1	パブリックコメントの結果について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終案について	第5回 運営協議会
R6.2	条例改正	
R6.3	地域ケア会議	第6回 運営協議会